

L G B Tなどの性的少数者にかかる取組みについて

L G B T支援については、当事者が直面している課題の解消にむけ申請書類等の性別記載の見直しや庁舎トイレ案内の配慮などの取組みを継続して進めるとともに、パートナーシップ証明制度の導入とあわせ、民間企業に対しても「L G B Tに配慮した取組みの手引き」を作成し、取組みを働きかけることや、積極的に取組みを展開している企業を顕彰するなど社会全体で取組みが進む施策を展開していく。

1 L G B T当事者に配慮した取組みを進める

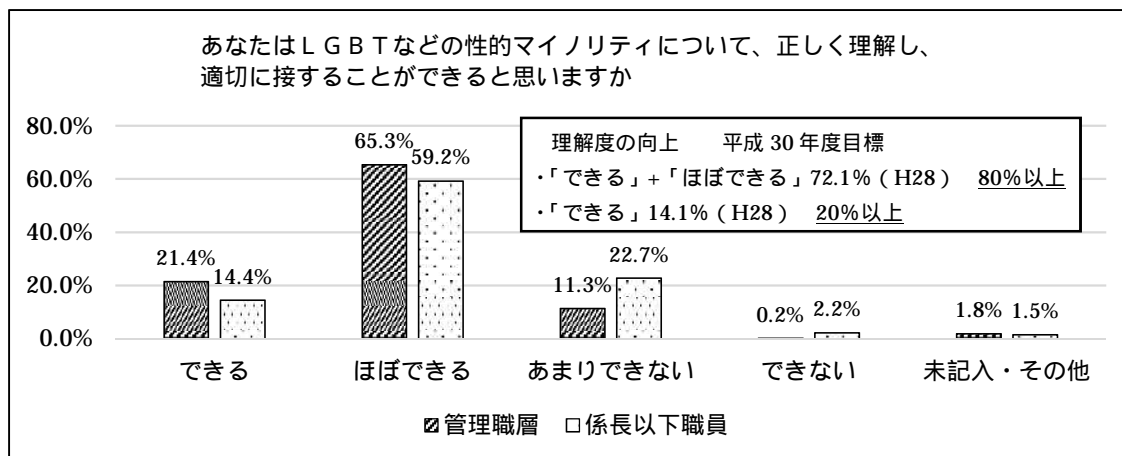
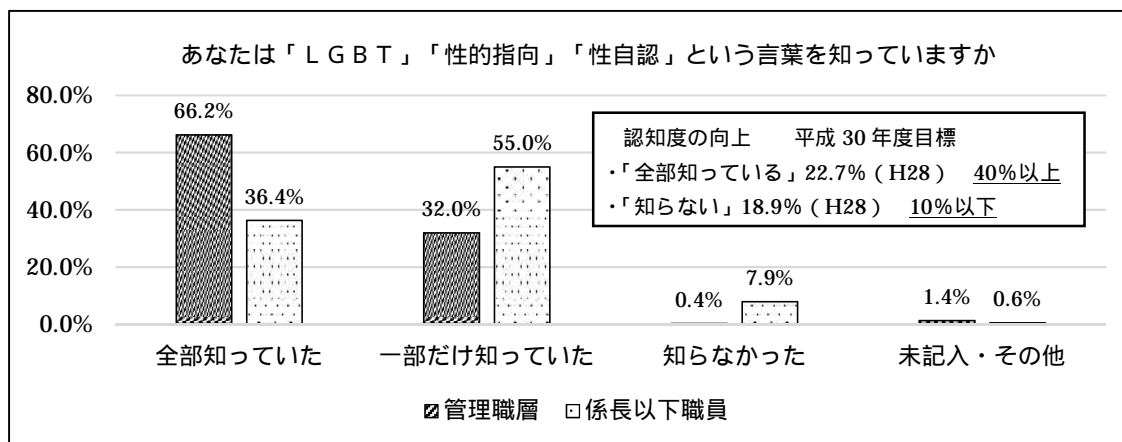
(1) 理解促進にむけた取組み

職員の理解促進

「L G B Tに配慮した行政窓口での対応手引き」をバージョンアップし、全職員へ改めて周知して活用を要請する。

各所属が所管する公の施設の指定管理者や市民サービス関連業務の委託事業者に対しても要請

平成 29 年度実施（管理職層回答 2,426 人、係長以下職員回答 14,599 人）



市民・企業に対する啓発

- ・「大阪市LGBT支援サイト」における情報発信
- ・人権週間等を活用した啓発を実施
- ・人権啓発推進員に対する研修や情報提供
- ・企業へのLGBT支援に関する働きかけ

(2) 相談対応

人権啓発・相談センターで実施している相談対応にLGBT強化相談日を設定
(H30.4月から第2・4金曜日に実施)

相談件数 4月：4件、5月：9件

(3) LGBT当事者に配慮した新たな取組みを実施する。

- ・パートナーシップ証明制度の開始(個別議題)
- ・企業向け「対応手引き」の作成及び公表(個別議題)
- ・LGBT支援企業の顕彰制度の実施

LGBTに関する企業での取組みを推進することを目的として、LGBTに関する取組みを行う市内事業者を募集し顕彰する制度を構築し、企業情報や取組み内容について、「LGBT支援サイト」等を通じて広報啓発を行う。

【参 考】大阪市LGBT支援サイトより

多目的トイレへの「レインボーマーク」表示の取組みの見直し（とりやめ）について

平成 27 年度より LGBT 当事者に配慮した取組みとして、トイレ等の施設における男女二通りの区分しかないものについて、区分を設けないまたは、第三の区分を設ける等、利用しやすい庁舎・施設となるよう検討を行い、特にトイレについては、多目的トイレへの表示として「どなたでもご利用いただけます」の表示や「レインボーマーク」表示を行う取組みを進めてきました。

しかしながら、当事者からトイレへの「レインボーマーク」表示に対して「性自認にかかわる問題なのに、性的マイノリティ全般を指す表示を使用することに、違和感を持つ」「レインボー表示のあるトイレを使用することで、自分が LGBT であると知られるのではないかと恐れを感じる」といったご意見が寄せられたことから、多目的トイレへの「レインボーマーク」表示のあり方について改めて検討を行いました。

「レインボーマーク」表示に対し肯定的なご意見がある一方、「どなたでもご利用いただけます」の表示で十分であるとのご意見もあるなど、当事者においても様々なご意見があり、LGBT 当事者の中に「レインボーマーク」表示に違和感等を持つ方が存在している中で、あえて「レインボーマーク」表示を続ける必要性がないため、本市としては、「レインボーマーク」表示はとりやめ、「どなたでもご利用いただけます」との趣旨の表示を行っていくこととし、平成 30 年 3 月に全所属に通知しました。